

ける情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

## ○河川敷地の占用許可について

平成二二・八・五 建設省河川局

北各 地方建設局長  
各都道府県知事  
あて 総務省河川局

平成十一年制定時の通達文

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定めたので、左記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。なお、平成六年十月十七日付け建設省河川局第十六一号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

### 記

#### 一 河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつゝ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

平成九年度には河川法(昭和二十九年法律第百六十七号)の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が造成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則

の改正が必要となつてゐたところである。

#### 二 河川敷地占用許可準則の改正の概要

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような観点から行なつたものである。  
(1) 平成八年六月の河川審議会答申「平成一世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の三六五日」を意識しつゝ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオーバンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつゝ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となつてゐること。

(2) 河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映することなどが重要である。この点については、平成十一年三月の第二次地方分権推進計画においても、地域に密着している河川敷地の利用等の分野に関する、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断でき

- (3) これまでの包括占用許可を実施することとされたこと。  
(3) 従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかつた道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。  
(4) 河川敷地の適正かつ多様な活用を図つて、いくために、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、 국민に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかといふ批判があること。

### 三 河川敷地占用許可準則の適用上の留意点

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たつては、特に以下の点に十分留意する必要があ

- (1) 占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したこととおり、治水土工、利水土工又は河川環境上の支障が生じないよう配慮しつつ、狭い範囲的な国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方にについて十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。  
(2) 平成九年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たつて地域の意見を聞くこととされたことから、河川敷地の占用の許可に当たつても同様の手續を設けていること。具体的の占用の許可に当たつては、地

- (3) 河川環境の保全に対する国民の要請は高まつており、河川環境に係る計畫において保全すべきこととされる河川敷地については、常にその保全に努めるべきであること。

- (4) 河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとする必要があること。

- (5) 道路の敷地として河川敷地を活用するに当たつては、河川管理上の支障が生じないよう、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。

- (6) 包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするという本制度の創設の趣旨にかかるが、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。

- (7) 河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たつては、改正後の準則に従つて適正な運用を行いう必要があること。

- (8) 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包

するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

平成十七年一部改正時の通達文  
欄記については、平成十一年八月五日建設省河川政策第六七号をもつて通達したことであるが、この度、平成十六年十一月二十日付社会資本整備審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においては、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていてこと等を背景に、河川敷地の多様な利用について引き続き要望があることを踏まえ、占用施設について類型の追加・修正等を行うこと、包括占用者の許可対象範囲を広げることなど包括占用制度を改善すること、地元市町村の意見を聴くことについて河川行政態に即した手続きの一部見直しを行うことなど河川敷地占用許可準則の一部を改める必要があるとされたことである。

別紙

河川敷地占用許可準則

第一章 総則

(目的)

この準則は、河川が公共用物であることに



<p>ができる。 （治水上又は利水上の基準）</p> <p><b>第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならぬ。この場合、占用の許可是、法第二十六条第一項又は第三十七条第一項の許可と併せて行うものとする。</b></p> <p>2. 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区画、同条第三項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第一条第二項に規定する遊水地における占用については、適用しない。</p> <p>一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。</p> <p>三 堤防付近の流水の流速が從前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。</p> <p>四 工作物は、原則として、河川の水術部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にせん弱な場所に設置するものでないこと。</p> <p>五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出など</p>	<p>により河川を損傷させないものであること。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植等に関する治水上の文脈に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の栽植等に係る基準（以下「樹木基準」という。）によるものとする。</p> <p><b>第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。</b></p> <p>2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならぬ。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るために連絡歩道や廊所（ベンチ等）が確保されていなければならない。</p> <p><b>第十 河川整備計画等との調整についての基準</b></p> <p>2 のでなければならぬ。</p> <p>3 とされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。</p> <p><b>十一 土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準</b></p> <p>2 のでなければならぬ。</p> <p>3 土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的状況に応じて適正に実施するものとする。</p>	<p>環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。</p> <p><b>十二 占用の許可の期間</b></p> <p>2 河川敷地の占用は、景観法（平成十六年法律第百十号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第二十四条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿つたものでなければならぬ。</p> <p><b>十三 占用の許可の内容、条件、監督処分等</b></p> <p>2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要なと認められる条件を付すものとする。</p> <p>3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から</p>
--	---	---

<p>報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。</p> <p>4. 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第二十六条第一項及び第三十七条第一項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第七十七条第一項に規定する是正措置の指示、法第七十五条第一項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。</p> <p>（継続的な占用の許可）</p> <p><b>第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。</b></p> <p>2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可处分等の措置をとするものとする。</p> <p>（一時占用の許可）</p> <p><b>第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより</b></p>	<p>継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。</p> <p><b>第十六 包括占用の許可</b></p> <p>2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画に沿って保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。</p> <p><b>第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第一項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿つたものであるとともに、都市計画法第十八条の第一項に規定する</b></p>	<p>都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿つたものでなければならない。</p> <p><b>第十八 包括占用区域の施設設置者による利用</b></p> <p>2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的な内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付すものとする。</p> <p>一 施設設置者による使用契約の内容に従つて適切に行うこと。</p> <p>二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。</p>
---	---	--

<p>三 第二十第一項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とする。</p> <p>四 施設設置者による使用が關係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。</p> <p>(包括占用の許可の申請及び条件等)</p> <p>第十九 包括占用の許可申請に当たつては、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。</p> <p>2 包括占用の許可をした場合には、第十三第一項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させの場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。</p> <p>3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。</p> <p>(包括占用区域における工作物の設置等の許可)</p> <p>第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の樹木等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公</p>	<p>共団体等又は施設設置者は、法第二十六第一項又は第二十七第一項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行ふ場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。</p> <p>2 前項の許可申請は、第十九第一項の許可申請と同時にを行うこともできるものとする。</p> <p>3 第一項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。</p> <p>4 前項の規定による許可申請に対して許可を行ふ場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。</p> <p>5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。</p> <p>6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。</p> <p>(包括占用許可に係る監督処分等)</p> <p>第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件(法第二十四条、第二十六条第一項及び第二十七第一項の許可条件をいう。)に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者は、次の各号</p>	<p>に定めるところにより措置するものとする。</p> <p>一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>1 (経過措置)</p> <p>1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合には、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。</p> <p>2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えるようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。</p> <p>3 (社会実験)</p> <p>1 この準則にかかるらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を適用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行ふことができることする。</p> <p>4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。</p>
---	---	--